

【資料】

1 福祉避難所

(1) 新居浜市の障がい関係の福祉避難所（指定避難所）一覧

施設名		対象者
愛媛県立新居浜特別支援学校 本郷3-1-5 ☎ 0897-31-6656	体育館	知的・発達障がい者（児）
新居浜市総合福祉センター 高木町2-60 ☎ 0897-35-2940	研修室1、研修室2 教養娯楽室	障がい者、難病患者、その他要支援者
新居浜市障がい者福祉センター 庄内町1-4-18 ☎ 0897-33-3341	会議室	肢体不自由・視覚・聴覚・言語障がい者
まさき育成園 大生院1686 ☎ 0897-41-6191	訓練作業室、研修室 ボランティア室、会議室	知的・発達障がい者（児）
くすのき園 菰生1834-1 ☎ 0897-41-6361	多目的ホール	知的・発達障がい者（児）
グループホームすいよう 郷4-9-43 ☎ 0897-31-2077	居室	知的・発達障がい者（児）
わかば共同作業所 船木741-1 ☎ 0897-44-7025	作業室	知的・発達障がい者（児）
わかば第2作業所 船木甲2144 ☎ 0897-43-9531	多目的ホール	知的・発達障がい者（児）
愛媛県立新居浜特別支援学校 川西分校 宮西町4-46 ☎ 0897-31-1121	多目的室、教育相談室	肢体不自由者（児）
あゆみ苑 西の土居町2-8-12 ☎ 0897-33-4655	作業・日常生活動作訓練 室、和室、食堂兼談話室	身体障がい者（児）
ハビリテーリングセンター vivre 若水町2-4-38 ☎ 0897-35-3003	避難スペース	重症心身障がい者（児）
どんでんどん 下泉町2-7-25 ☎ 0897-40-6111	作業場、相談支援事業所	精神障がい者
つぼみ 喜光地町1-6-34 ☎ 0897-40-6440	作業場	精神障がい者

(2) 防災の手引き・ガイドブック

- ① 障がい児のための防災の手引き
(平成28年度作成)



- ② 精神障がい者のための災害時避難ガイドブック
(平成29年度作成)



- ③ 身体障がい者の皆様へ
共に生きる 防災の手引き
(平成30年度作成)



- ④ 障がい者 災害対応のてびき
(令和元年度 愛媛県発行)



2 本計画の策定過程

年月日	会議名称	内容
令和2年 6月18日	第1回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の説明 今後のスケジュールの説明
令和2年 7月	障がい者（児）福祉アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内の障がい者（児）2,000人にアンケート調査の実施
令和2年 7月～8月	障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、障がい者団体等へのアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス事業所等にアンケート調査の実施
令和2年 10月8日	第2回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の骨子案の説明 障がい者（児）アンケート調査の集計結果の説明
令和2年 11月27日	第3回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案の説明
令和3年 1月27日	第4回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）の検討
令和3年 2月10日～ 3月10日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）に対しパブリックコメントを実施し、市民からの意見提言を求める。
令和3年 3月19日	第5回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）を自立支援協議会において承認
令和3年 3月末	新居浜市第3期障がい者計画 新居浜市第6期障がい福祉計画 新居浜市第2期障がい児福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 新居浜市第3期障がい者計画 新居浜市第6期障がい福祉計画 新居浜市第2期障がい児福祉計画の決定

3 新居浜市障がい者自立支援協議会

(1) 新居浜市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者等相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の円滑な推進と障がい福祉計画の策定等のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、中核的な役割を果たす協議の場として、新居浜市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定等に関すること。
- (2) 障がい者相談支援事業に関すること。
- (3) 障がい福祉に関するシステムづくりに関すること。
- (4) その他障がい者施策に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療又は福祉関係者
- (4) 教育又は雇用関係機関を代表する者
- (5) 企業を代表する者
- (6) 障がい者関係団体を代表する者
- (7) 学識経験者
- (8) 公募委員

3 委員の任期は、2年と市、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

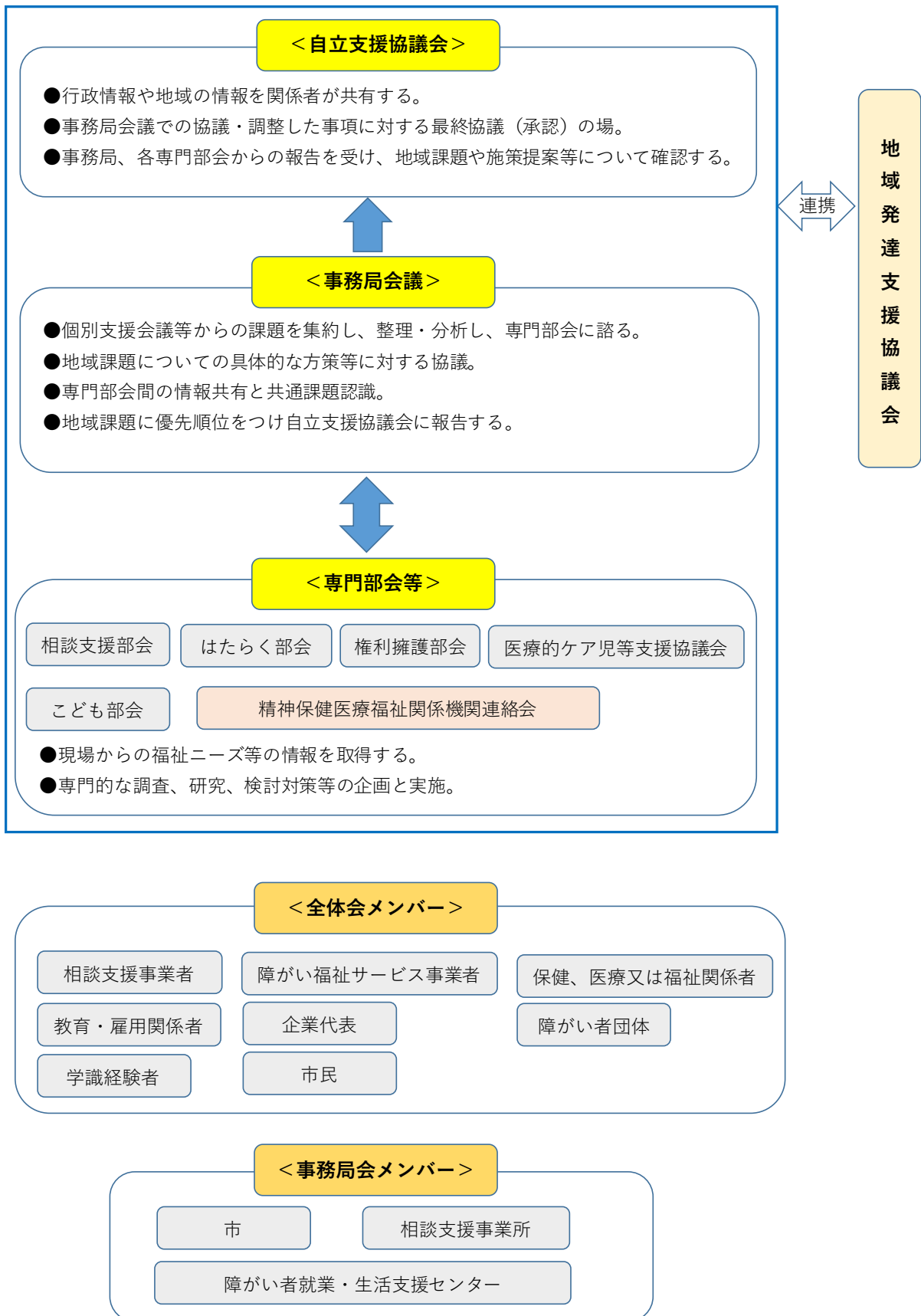
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(2) 新居浜市障がい者自立支援協議会委員名簿

(R2. 12. 1)

区分	氏名	所属
相談支援事業者	緒方 春美	相談支援部会
障がい福祉サービス事業者	本多 知里	権利擁護部会
	住友 裕美	新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会
	真木 昭	はたらく部会
	明智 美香	新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会
保健・医療関係者	竹本 幸司	新居浜市医師会
	田窪 小夜	東予地方局健康福祉環境部健康増進課
	黒川 由美	新居浜市保健センター (医療的ケア児コーディネーター)
	秋月 伸一	新居浜市社会福祉協議会
	土岐 智恵美	新居浜市訪問介護事業所職員連絡会
教育・雇用関係者	児島 万代光	県立新居浜特別支援学校
	佐野 公星	新居浜公共職業安定所
企業代表	吉村 卓代	新居浜商工会議所
障がい者団体	鎌倉 荘一	新居浜市中心身障害者(児)団体連合会
	三木 由紀子	新居浜市中心身障害者(児)団体連合会
学識経験者	北中 律子	新居浜市民生児童委員協議会
	山本 豪	権利擁護センターぱあとなあ愛媛
市民	山本 晴美	公募により



4 用語解説

あ行

アクセシビリティ	施設、設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。
一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。
医療的ケア	家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
インクルーシブ	「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念のこと。
ADHD(注意欠如・多動性障がい)	多動性（過活動）、不注意（注意障がい）、衝動性を症状の特徴とする行動障がい。
LD(学習障がい)	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に困難が生じる障がい。

か行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談支援に関する業務をワンストップで総合的に行う機関。相談支援、情報提供、助言のほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関への連携の支援を行う。
強度行動障がい	人を傷つけたり物を壊したりするなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起きるため、特別な支援を必要としている状態。
居住支援協議会	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体や居住支援団体、県、市町等が連携し、住宅確保要支援者および民間賃貸住宅の賃借人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行うため設立された協議会。
ケアマネジメント	援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。
権利擁護	自己の意思表示の困難な知的障がいのある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。
公共職業安定所 (ハローワーク)	「職業安定法」により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。

高次脳機能障がい	頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がい。
高次脳機能障がい支援拠点機関	高次脳機能障がいに関する専門的支援や相談を行う拠点機関。
合理的配慮	障害者差別解消法では、障がいの「ある人」が「ない人」と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫を「合理的配慮」としています。また「合理的配慮」を行わないことは差別として位置づけられています。
個別の教育支援計画 (サポートファイル)	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切な対応が行えるよう、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画。
個別指導計画	幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導ができるよう、学校の教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的な個別の指導目標や内容、方法等を盛り込んだ指導計画

さ行

サービス等利用計画	障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。なお、18歳未満の人が障がい児通所支援を利用する場合に作成する計画は「障害児支援利用計画」という。
児童発達支援センター	施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、他事業所への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
社会的障壁	障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
重症心身障がい	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態。
手話通訳者	福祉事務所などの公的機関に置かれ、重度の聴覚・言語障がいのある人と関係機関との意思伝達を手話で通訳する人のことをいう。手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）又は手話通訳者全国統一試験に合格し、意思疎通支援者として県や市に登録されている。

<p>手話奉仕員</p>	<p>手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に、養成されている。養成研修（入門・基礎）を終了し、登録（本市では登録に際し試験を実施）される。</p>
<p>障がい支援区分</p>	<p>障がい福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。介護の必要性に応じて、区分1（軽度）から区分6（重度）の6段階に分かれている。全国統一の調査項目をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障がい支援区分の判定が行われる。</p>
<p>障害者活躍推進計画</p>	<p>障害者雇用促進法に基づき、公的機関（国、地方公共団体）が策定する障がい者の雇用拡大や障がいのある職員が活躍しやすい職場づくり・人事管理等に関する取組みをまとめた計画。</p>
<p>障害者基本法</p>	<p>障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和45年制定の「心身障害者対策基本法」を改正して平成5年に成立、平成16年に大幅改正。障がいのある人に対する障がいを理由とした差別、その他権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。平成23年の改正により、障がい者の定義を拡大、合理的配慮の概念を導入。</p>
<p>障がい者虐待防止センター</p>	<p>障がい者虐待に関する通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届出の窓口。</p>
<p>障害者権利条約</p>	<p>障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障がい者が社会に参加し、包括されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等を主な内容とする。国連総会において平成18年採択、日本は平成26年に批准。</p>
<p>障害者雇用促進法</p>	<p>障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置や職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする。平成20年度の改正では、障害者雇用納付金制度の適用対象の拡大、短時間労働者に対応した雇用率制度の見直し等が行われた。平成25年度の改正では、障がい者の権利に関する条約の批准を受けた対応を反映し、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることとなった。</p>

<p>障害者差別解消法</p>	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。「障害者基本法」の基本理念に沿って、障がい者を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。</p>
<p>障がい者自立支援協議会</p>	<p>関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関。</p>
<p>障害者総合支援法</p>	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けた障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を平成 24 年に改正したもの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障がい福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。</p>
<p>障がい福祉サービス</p>	<p>障がいにより日常生活上に支援が必要な方や、自立へ向けた知識や技術の習得に支援が必要な方に、障害者総合支援法に基づき提供するもので、ヘルパー等が在宅で支援する訪問系サービスや事業所等に通所しサービスを受ける日中活動系サービス、施設やグループホームでサービスを受ける居住系サービス、地域相談支援などがある。</p>
<p>自立支援医療</p>	<p>心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。</p>
<p>身体障害者手帳</p>	<p>身体に障がいのある人が、「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。等級は1級から6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）等に分けられる。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>精神障がいのある人が各種の支援を受けやすくすることを目的として、交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級に区分されている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。</p>

相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。
----------------	---

た行

地域活動支援センター	障がい者（児）を対象に、通所の方法により創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図るなど、地域における障がい福祉の増進を図ることを目的とした施設。
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するための地域支援のための拠点。
特別支援学校	障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。従来の盲学校・聾学校・養護学校を一本化し、障がい種別を超えた学校として創設。平成19年4月施行。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な行

難病	原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい者・児の対象に、難病（130疾病）等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となったが、その後対象疾病が拡大され、令和元年7月時点では、333疾病が対象とされている。
ネットワーク	本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いられている。
農福連携	農業者や農業法人等の農業分野と、障がい者の就労支援に携わる社会福祉法人やNPO法人等の福祉分野が連携して、農業の担い手確保や労働力確保、障がい者の工賃向上など、両分野の課題を解決していく取組み。

ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会が普通の社会であるという考え方。
------------	--

は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。
発達障害者支援法	発達障がいに対して、早期発見と早期療育や学校教育・就労・地域生活に必要な支援と家族への助言、発達障がいの啓発、都道府県での発達障害者支援センター設置など、その自立と社会参加の援助について国・自治体の責務を規定した法律。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアサポート	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間＝英語で「peer」(ピア)＝が、体験を語り合い、回復を目指す取組。
ヒアリンググループ	聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備のこと。
避難行動要支援者	災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。災害対策基本法改正で、市町村に名簿作成を義務づけており、名簿は災害時に生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができるとされる。
福祉避難所	避難行動要支援者の避難所生活の負担を軽減させるために、相談等にあたる介助員等の配置やその他日常生活に必要な消耗器材の整備等の特別な配慮を行う避難所。
ペアレントメンター	発達障がい児の子育て経験のある親で、その育児経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う者。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

補装具	身体に障がいのある人の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や社会生活を容易にするために用いられるもので、視覚障がい者安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすなどがある。
------------	--

や行

優先調達推進法	平成 25 年 4 月 1 日から、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための法律。障がい者の工賃向上を目指す。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
要約筆記	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは、書く（入力する）スピードより数倍速くすべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記する。

ら行

ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。
リハビリテーション	単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって、障がい者が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。
療育	自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。
療育手帳	愛媛県においては、県内に居住する者であって、福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター又は南予子ども・女性支援センターにおいて知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人や知的障がいのある子どもに対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A 最重度、A 重度、A 中度、B 中度、B 軽度の 5 段階に区分される。

新居浜市

第3期障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

発行日：令和3年3月

編集・発行：新居浜市 福祉部 地域福祉課

〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844

電子メール：chiifuku@city.niihama.lg.jp